

ホーム

金融庁について

お知らせ・広報

政策・審議会等

法令・指針等

アクセスFSA
(金融庁広報誌)

金融機関情報

国際関係

[ホーム](#) > [審議会・研究会等](#) > [自動車損害賠償責任保険審議会](#)

第142回・第143回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 令和3年1月13日午前10時00分から第142回自動車損害賠償責任保険審議会、本日16時00分から第143回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
- 第142回自動車損害賠償責任保険審議会においては、令和2年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率(※1)は次のとおりです。

(単位：%)

契約年度	令和2年度	令和3年度
前回(令和2年4月) 改定時予定損害率	118.3	
令和2年度検証結果 による損害率	110.3	110.2

(※1) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の3点を踏まえて、令和3年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

- 保険収支の状況を見た場合、交通事故の減少等により、損害率については110%程度と、前回の基準料率改定時の想定以上の黒字となっていること
- 保険契約者への還元に活用される滞留資金の残高は、増加傾向にあること
- 新型コロナの影響により、今年度上半期において事故が減少し、その分滞留資金が増加したこと

- 第143回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。

審議の結果、新たな基準料率を本年4月1日より適用することなどについて了承されました。

- 新たな基準料率は、全車種等の平均で6.7%の引下げ(現行基準料率比)となります。
例えば、自家用乗用自動車2年契約の保険料(※2)は、20,010円となります。(現行基準料率の同契約の保険料は21,550円で、現行基準料率比で7.1%の引下げとなります)
(※2) 離島以外の地域(沖縄県を除く)

(参考) 諮問に対するの答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁監督局保険課

Tel 03-3506-6000 (代表) (内線3375、3342)

[各種窓口のご案内](#)
[金融行政モニター](#)
[入札公告等](#)
[申請・届出・照会](#)
[パブリックコメント](#)
[情報公開等](#)
[利用者の方へ](#)
[採用情報](#)
[関連リンク](#)
[新着情報配信サービス](#)
[調達情報配信サービス](#)
[金融庁ソーシャルメディア
アカウント](#)


PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。
お持ちでない方は、上のDownload Adobe Readerボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください(新しいウィンドウで開きます)。

4. 改定基準料率表（12か月契約）

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^{（注）}

（単位：円、％）

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	40,370	37,830	△ 2,540	△ 6.3		
	自家用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8		
営業用乗用自動車 A		102,200	93,120	△ 9,080	△ 8.9		
営業用乗用自動車 B		81,360	74,260	△ 7,100	△ 8.7		
営業用乗用自動車 C		62,110	56,830	△ 5,280	△ 8.5		
営業用乗用自動車 D		37,680	35,950	△ 1,730	△ 4.6		
自家用乗用自動車		13,410	12,700	△ 710	△ 5.3		
けん引普通 貨物自動車 及び普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	30,530	28,380	△ 2,150	△ 7.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	21,970	20,580	△ 1,390	△ 6.3	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	22,570	21,130	△ 1,440	△ 6.4	
		最大積載量が2トン以下のもの	20,370	19,120	△ 1,250	△ 6.1	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	19,310	18,160	△ 1,150	△ 6.0		
	自家用	15,050	14,280	△ 770	△ 5.1		
小型二輪自動車		7,420	7,270	△ 150	△ 2.0		
軽自動車	検査対象車	13,210	12,550	△ 660	△ 5.0		
	検査対象外車	7,670	7,540	△ 130	△ 1.7		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		7,280	7,200	△ 80	△ 1.1		
緊急自動車		6,470	6,470	0	0.0		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,620	10,250	△ 370	△ 3.5	
	小型二輪自動車		7,170	7,100	△ 70	△ 1.0	
	軽自動車	検査対象車	7,170	7,100	△ 70	△ 1.0	
		検査対象外車	7,160	7,100	△ 60	△ 0.8	
特殊用途 自動車	霊きゅう自動車		6,770	6,740	△ 30	△ 0.4	
	教習用自動車		6,770	6,740	△ 30	△ 0.4	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		14,660	13,930	△ 730	△ 5.0
		小型二輪自動車		8,980	8,750	△ 230	△ 2.6
		軽自動車	検査対象車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6
			検査対象外車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,130	5,250	120	2.3		
	検査対象外車	5,150	5,270	120	2.3		
原動機付自転車		7,060	7,070	10	0.1		

（注）保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	14,340	13,770	△ 570	△ 4.0		
	自 家 用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	19,080	17,890	△ 1,190	△ 6.2		
	個 人 タ ク シ ー	19,080	17,890	△ 1,190	△ 6.2		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,610	6,580	△ 30	△ 0.5		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	13,200	△ 660	△ 4.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	11,300	△ 470	△ 4.0	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	13,200	△ 660	△ 4.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	11,300	△ 470	△ 4.0	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	7,830	7,710	△ 120	△ 1.5		
	自 家 用	7,830	7,710	△ 120	△ 1.5		
小 型 二 輪 自 動 車		5,830	5,860	30	0.5		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,300	6,300	0	0.0		
	検 査 対 象 外 車	5,490	5,570	80	1.5		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,210	5,320	110	2.1		
緊 急 自 動 車		5,240	5,350	110	2.1		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,390	110	2.1	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,280	5,390	110	2.1	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,390	110	2.1	
		検 査 対 象 外 車	5,300	5,410	110	2.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,140	5,260	120	2.3	
	教 習 用 自 動 車		5,140	5,260	120	2.3	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,910	5,960	50	0.8
		小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,300	120	2.3
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,300	120	2.3
			検 査 対 象 外 車	5,160	5,280	120	2.3
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,250	120	2.3		
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,270	120	2.3		
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,350	110	2.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	29,150	27,460	△ 1,690	△ 5.8		
	自 家 用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	57,740	52,870	△ 4,870	△ 8.4		
	個 人 タ ク シ ー	37,680	35,950	△ 1,730	△ 4.6		
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,150	7,970	△ 180	△ 2.2		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,570	11,110	△ 460	△ 4.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,570	11,110	△ 460	△ 4.0	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,570	11,110	△ 460	△ 4.0	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,570	11,110	△ 460	△ 4.0	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	8,890	8,670	△ 220	△ 2.5		
	自 家 用	8,890	8,670	△ 220	△ 2.5		
小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	100	1.9		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,150	7,970	△ 180	△ 2.2		
	検 査 対 象 外 車	5,260	5,370	110	2.1		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,730	5,800	70	1.2		
緊 急 自 動 車		6,400	6,400	0	0.0		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,440	6,450	10	0.2	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	100	1.9	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,390	110	2.1	
		検 査 対 象 外 車	5,260	5,370	110	2.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,120	6,150	30	0.5	
	教 習 用 自 動 車		6,120	6,150	30	0.5	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,850	7,730	△ 120	△ 1.5
		小 型 二 輪 自 動 車		7,480	7,390	△ 90	△ 1.2
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,480	7,390	△ 90	△ 1.2
			検 査 対 象 外 車	7,500	7,410	△ 90	△ 1.2
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,250	120	2.3		
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,270	120	2.3		
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,350	110	2.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 (注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C=B-A	改 定 率 D=C÷A×100		
乗 合 自 動 車 及 び けん引旅客自動車	営 業 用	14,340	13,770	△ 570	△ 4.0		
	自 家 用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8		
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	18,960	17,770	△ 1,190	△ 6.3		
	個 人 タ ク シ ー	18,960	17,770	△ 1,190	△ 6.3		
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,610	6,580	△ 30	△ 0.5		
けん引普通貨物自動車 普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	10,770	△ 420	△ 3.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	10,340	△ 390	△ 3.6	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	10,770	△ 420	△ 3.8	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	10,340	△ 390	△ 3.6	
小 型 貨 物 自 動 車 及 び けん引小型貨物自動車	営 業 用	7,810	7,690	△ 120	△ 1.5		
	自 家 用	7,810	7,690	△ 120	△ 1.5		
小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	100	1.9		
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,540	5,620	80	1.4		
	検 査 対 象 外 車	5,260	5,370	110	2.1		
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,210	5,320	110	2.1		
緊 急 自 動 車		5,240	5,350	110	2.1		
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,390	110	2.1	
	小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	100	1.9	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,260	5,370	110	2.1	
		検 査 対 象 外 車	5,250	5,360	110	2.1	
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		5,140	5,260	120	2.3	
	教 習 用 自 動 車		5,140	5,260	120	2.3	
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,400	5,490	90	1.7
		小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,300	120	2.3
		軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,300	120	2.3
			検 査 対 象 外 車	5,160	5,280	120	2.3
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3		
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,250	120	2.3		
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,270	120	2.3		
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,350	110	2.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

5. 保険期間別改定基準料率表（12・24・36か月契約）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車種		12か月（1年）契約				24か月（2年）契約				36か月（3年）契約					
		現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率		
		A	B	C=B-A	D=C÷A	E	F	G=F-E	H=G÷E	I	J	K=J-I	L=K÷I		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用	40,370	37,830	△ 2,540	△ 6.3										
	自家用	13,000	12,630	△ 370	△ 2.8										
営業用乗用自動車A		102,200	93,120	△ 9,080	△ 8.9										
営業用乗用自動車B		81,360	74,260	△ 7,100	△ 8.7										
営業用乗用自動車C		62,110	56,830	△ 5,280	△ 8.5										
営業用乗用自動車D		37,680	35,950	△ 1,730	△ 4.6										
自家用乗用自動車		13,410	12,700	△ 710	△ 5.3	21,550	20,010	△ 1,540	△ 7.1	29,520	27,180	△ 2,340	△ 7.9		
けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	30,530	28,380	△ 2,150	△ 7.0	55,450	51,070	△ 4,380	△ 7.9					
		最大積載量が2トン以下のもの	21,970	20,580	△ 1,390	△ 6.3	38,490	35,630	△ 2,860	△ 7.4					
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	22,570	21,130	△ 1,440	△ 6.4	39,680	36,710	△ 2,970	△ 7.5					
		最大積載量が2トン以下のもの	20,370	19,120	△ 1,250	△ 6.1	35,330	32,730	△ 2,600	△ 7.4					
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	19,310	18,160	△ 1,150	△ 6.0	33,230	30,840	△ 2,390	△ 7.2						
	自家用	15,050	14,280	△ 770	△ 5.1	24,790	23,150	△ 1,640	△ 6.6						
小型二輪自動車		7,420	7,270	△ 150	△ 2.0	9,680	9,270	△ 410	△ 4.2	11,900	11,230	△ 670	△ 5.6		
軽自動車	検査対象車	13,210	12,550	△ 660	△ 5.0	21,140	19,730	△ 1,410	△ 6.7	28,910	26,760	△ 2,150	△ 7.4		
	検査対象外車	7,670	7,540	△ 130	△ 1.7	10,160	9,770	△ 390	△ 3.8	12,600	11,960	△ 640	△ 5.1		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		7,280	7,200	△ 80	△ 1.1	9,390	9,130	△ 260	△ 2.8						
緊急自動車		6,470	6,470	0	0.0	7,800	7,670	△ 130	△ 1.7	9,100	8,850	△ 250	△ 2.7		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,620	10,250	△ 370	△ 3.5	16,020	15,170	△ 850	△ 5.3	21,310	19,990	△ 1,320	△ 6.2	
	小型二輪自動車		7,170	7,100	△ 70	△ 1.0	9,180	8,930	△ 250	△ 2.7	11,150	10,730	△ 420	△ 3.8	
	軽自動車	検査対象車	7,170	7,100	△ 70	△ 1.0	9,180	8,930	△ 250	△ 2.7	11,150	10,730	△ 420	△ 3.8	
		検査対象外車	7,160	7,100	△ 60	△ 0.8	9,150	8,910	△ 240	△ 2.6	11,100	10,680	△ 420	△ 3.8	
特殊用途自動車	霊きゆう自動車		6,770	6,740	△ 30	△ 0.4	8,390	8,220	△ 170	△ 2.0					
	教習用自動車		6,770	6,740	△ 30	△ 0.4	8,390	8,220	△ 170	△ 2.0					
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		14,660	13,930	△ 730	△ 5.0	24,020	22,450	△ 1,570	△ 6.5				
		小型二輪自動車		8,980	8,750	△ 230	△ 2.6	12,760	12,200	△ 560	△ 4.4	16,470	15,580	△ 890	△ 5.4
	その他	軽自動車	検査対象車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6	12,760	12,200	△ 560	△ 4.4				
		検査対象外車	8,980	8,750	△ 230	△ 2.6	12,750	12,180	△ 570	△ 4.5	16,440	15,540	△ 900	△ 5.5	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,250	120	2.3	5,140	5,250	110	2.1						
被けん引軽自動車	検査対象車	5,130	5,250	120	2.3	5,140	5,250	110	2.1						
	検査対象外車	5,150	5,270	120	2.3	5,170	5,270	100	1.9	5,190	5,280	90	1.7		
原動機付自転車		7,060	7,070	10	0.1	8,950	8,850	△ 100	△ 1.1	10,790	10,590	△ 200	△ 1.9		

(注) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率及び損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で割り引いている。